

福知山市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和8年7月24日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和7年度

3 監査の実施期間

令和8年5月26日から令和8年6月5日まで

4 監査対象部等

市民病院事務部 総務課、医事課

大江分院管理課

上下水道部 経営総務課、水道課、下水道課

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

市民病院 事務部総務課（監査日 令和8年5月26日～29日）

1 契約について

物品購入において、契約保証金の取扱いが起案と指名通知書等で異なっていた。
適正な契約事務に努められたい。

2 歳出について

支出決議書において、日付の記載漏れや、請求書と支払根拠資料について違いが見られるもの等が複数あった。慎重な支払事務をされたい。

市民病院 大江分院管理課（監査日 令和8年5月28日）

1 契約について

物品購入において、契約金額が予定価格調書の必要な金額であるにもかかわらず、調製されていないものがあった。財務規則に基づいた事務をされたい。

上下水道部 経営総務課（監査日 令和8年6月3日～5日）

1 財産管理について

行政財産の使用許可において、更新手続きが行われていないものがあった。速やかに更新手続きを行われたい。